

はじめに

この金印は、偶然にも江戸時代に福岡県の志賀島で一農夫により発見されました。すぐに黒田藩へ差し出され、今では国宝となり福岡市立博物館で見ることができます。

この金印は、宋の史官范曄（はんよう、398-445年）が426年ころ著した「後漢書・東夷伝」にある記述「建武中元二年（57年）、倭奴国、奉貢朝賀す。使人、自ら大夫と称す。倭国の南界を極めるや、光武（帝）、賜うに印綬を以ってす」の印綬に相当するものであることには異論はないようです。

金印の「委奴国」と東夷伝の「倭奴国」と同一であることも誰もが、認めているようです。

さてこの金印はなんと読むのでしょうか。

現在通説とされているのは、明治時代の学者三宅米吉（1860—1929年）の説「かんの・わの・なのこくおう」という三段に読むものなのです。

しかし江戸時代後期の学者の中には、「新唐書に『日本は古の委奴なり』とあることにより、委奴・倭奴は大和なり」という人もいました。

しかしそれでは、なぜ大和の王がもらった金印が志賀島より出たのかという疑問は当然出ます。その答えの一つは、「大和へ持って帰る途中、取り落としたのだ。

あるいは、不名誉なことと思い使いが捨てたのだ」などという苦しいものになりました。



講釈師、見てきたような嘘をいい。これでは学問ではありません。

これを救わんとして、次ぎに「委奴は、筑前の伊都（いと）なり」という説が出て、明治初期までの通説だったそうです。

伊都和志賀島は同じ筑前であり、苦しい言い訳はクリアーできたと思われました。

しかし一世紀当時、伊都は倭百余国の第一の主権者だったのか、という疑問は残っていました。その説を排斥（はいせき）したのが、明治25年の三宅米吉の説でした。

つまり、「委は「ゐ」であり「い」ではないし、また奴が「ど」であるのに対し都は「と」であって、音韻があわない。

「委」は「倭」であり「大和」である。また「奴」は古の「儺（な）の県」いま的那珂郡（博多湾岸）なり」としました。そしてあの「三段読法」を提示したのです。

このような通説に対し古田武彦氏は疑問を持たれ、金印の読み方を探求しました。

例えば銅印ですが、「魏鮮卑率善仟長」では「魏」が与える方「鮮卑」が与えられる国あるいは民族名だそうです。そして「率善仟長」は、「魏に忠実な千人の部隊長」というような意味だそうです。つまり、「国王」に相当する身分です。

すべての印が「与える側—与えられる側の国名・部族名とその身分」という、二段に読むべきものでした。

印制は、例え銅印であれ天子に直属する国・部族に与えられるもので、陪臣（また家来）に与えるものではなかったのです。

ましてやこの金印は、東夷の王の中の王たる実力と忠実さをもった「倭国の王」に与えられたのです。

解説：古田 武彦（ふるた たけひこ、1926年（大正15年）8月8日 - 2015年（平成27年）10月14日[1]）は、日本の思想史学者・古代史研究家。元昭和薬科大学教授。専門は親鸞等の中世思想史だが、むしろ古代史研究において著名である。

もう少し具体的に言いますと、
印の読み方には、「二段に読むルールの存在」があった。

大谷大学図書館内禿庵文庫には、大谷螢誠氏の蒐集にかかる各種の印の実物が蔵せられていた。それらを一一つ一つ検査していった結果、印文の国名表記法には、一定のルールが存在することが検出されました。

印文のルール

古代中国の印文の実例をあげると。

漢 歸義胡長（銅印駝鈕 大谷大学禿庵文庫現蔵『中国古印図録』収録
以下「大谷大学現蔵」と略記する）

魏 烏丸率善佰長（二百蘭亭齊古印らんでいせいこいん収蔵）

魏 鮮卑率善仟長（銅印駝鈕だちゅう大谷大学現蔵）

晋 匈奴率善佰長（銅印駝鈕大谷大学現蔵）

晋 烏丸歸義侯*（銅印駝鈕～大谷大学現蔵）

晋 歸義羌王（銅印塗金ときん兎鈕とちゅう

-----常延年じょうえんねん『集古印譜しゅうこいんぷ』）

侯*は、侯の異体字。JIS 第4水準、ユニコード 77E6

以上は、いずれも信憑性の高い印書の事例です。しかし、一般に印を論ずるとき、いつもわたしたちを悩ませる厄介な課題があります。印の真偽問題です。しかしこの場合は、幸いにもそれにわずらわされる必要がありません。なぜなら、左のルールに例外がなかったからです。

すなわち、それらはすべて「二段国名」であった。
最初に印を授与する中国側の国号を書き、つぎに授与される側の国号（部族名）を書く。つまり、「AのB」という風に、国名を二段に記してありました。これに対し、「AのBのC」という、三段国名の表記は全く存在しなかった。（「率善そ

つぜん」「帰義きぎ」といった語は、中国の天子に対し忠実に服従していることを賞するための術語であって、国名ではありません）。

考えてみれば、これは当然です。なぜなら、中国の天子が夷蛮の長に印を与えるという行為は、与える側（漢・魏・晋など中国側）と与えられる側（夷蛮の長）との間の、直接の統属関係を示すものだからです。

したがって、「中間者の存在」を許容しません。ために印文の文面も、二者の関係だけが記されているのです。それゆえに、志賀島の金印を「定説」の様に、「漢の委の奴の国王」と三段に読むことはできません。

ではなぜ、「倭国の王」が「委奴国あるいは倭奴国の王」とされたのでしょうか。

古田武彦氏は、当時の北狄である匈奴との確執からといいます。

後漢の前の「新」の王莽は、百余部族を率いる匈奴の長に「新匈奴单于章」（单于是王という匈奴の称）なる印を与え、つかの間の平穏な時を過ごしたのだそうです。

しかし前漢の王族であった劉秀は新を滅ぼし、25年に後漢を建てました。

そして再び、匈奴との間に戦乱が生じました。

そして晩年の57年、はるばる海を渡って倭国の使いが洛陽に来たのです。

その喜びは如何ばかりだったのでしょうか。

このときよりほぼ180年後、魏の明帝が遼東の公孫淵と闘っているそのさなか、はるばる倭国より使いが来た。その喜びに匹敵するものだったのでしょうか。

ですから「匈（たけだけしい、さわがしい）奴」に対し、自ら貢献してきた倭百余国を率いる王、東夷第一の実力を持つ王を「委（したがう、すなお、おだやか）奴」国王となさしめた。とされました。

匈奴の対極にある委奴・倭奴なのです。

よってこのことから「委奴国・倭奴国」は一つの国名、つまり「倭国」のことであり、三段読法では読めない。ということです。

この金印は、「かんのゐど（または、ゐの・ゐぬ）こくおう」と読むべきでしょう。

その根拠は、王莽の先例にありました。

志賀島金印の直接の先例は、『漢書』匈奴伝に出現している。

「故印文曰『匈奴单于璽ぜんうのじ』、莽更曰『新匈奴单于章ぜんうのしよう』」。

漢の天子は匈奴を兄弟国と見なし、「漢匈奴单于」というような「漢」字を冠しなかったのです。支配、被支配関係を表現しないためです。そして、璽（王者の印。天子の璽は、「玉漓*虎鈕」をもってするという）という最高の印を贈ったのである。

漓*は、三水偏の代わりに虫。JIS第3水準ユニコード87AD

これに対し、前漢を滅ぼした新の王莽は、「新」字を冠した上、「璽」を「章」字に代えた（章は、印款の義。吏秩比二千石以上、銀印龜鈕きちゅう、其文曰レ章。〈漢官儀かんかんぎ〉）。

この変化をめぐる王莽と匈奴の単于との間に生じた確執のエピソードが『漢書』匈奴伝に描かれています（建国元年の条）

さて、この王莽の与えた印章と志賀島の金印とを比較してみます。

新匈奴単干章（新の王莽）
漢委奴国王（漢の光武帝）

王莽の「新」と同じく、光武帝も「漢」という国名を冠しています。漢と倭人の国王との間が兄弟国などではなく、明確な支配と被支配の間がらであることを示したものです。

と同時にその反面、「金印」であるから、倭人の国々（百余国〈『漢書』地理志倭人項〉）を統率する、一大王者として認めているのです（王莽のとき、匈奴側との紛議を生んだ「璽」「章」などに当る字は、カットされたものと思われる）。

この王莽の授印は、建国元年（九）で、志賀島の金印が光武帝より与えられた建武中元二年（五七）と同じ世紀の前半に当たっています。

その上、光武帝が王莽を打倒して漢を再生させたのも、一種の宮室革命です。だから、両朝の実際の印文起草者は、同じ教養の継承者であった。と考えられます。

したがって、志賀島の金印を解読するとき、この最も密接した「二段国名」の先例に対応させて解読するのが、最も自然な方法です。それゆえ、志賀島の金印を「定説」の様に、「漢の委の奴の国王」と三段に読むことは、先例から見てもできない事とになります。

匈奴と委奴

王莽が匈奴の単干に与えた印と、志賀島の金印との間には興味深い共通点と相違点があります。

（一）「匈奴」の単干は、漢や新にとって、夷蛮中最大の存在であった。これと比肩した形で「委奴」（倭奴）の国王と記されています。百余国の大部族の長として遇せられている（共通点）。

（二）「匈奴」の「匈」は、“たけだけしい、さわがしいという意味。「天下匈匈」〈『史記』項羽紀〉、「匈虐きょうぎやくを凶る」〈『漢書』礼楽紀〉。これに対し、「委奴」の「委」は、“したがう、すなお、おだやか”という従順を意味する文字です。「委、委随いずい也、从レ女从レ禾〔段注〕随、従也」〈説文〉。後漢の光武帝の生涯の大半は、宿敵匈奴との確執に明け暮れた。これに対して、東方の倭人百余国の統率者は、みずからすすんで遣使奉獻してきた。すなわち、北と東の両部族は、漢にとって、反と服、相反する性格をもって映っていた（相違点）。

以上のような「字面の意義」についての考え方が、妥当であることをわたしたちに示す史料は、「(天鳳二年、一五)莽……其の号を改め、匈奴を号して恭奴と曰い、単干を善子と曰う」(『漢書』匈奴伝)。

ここでは、王莽は匈奴の恭順を賞し、従来の「匈奴」「単干」に代えて、「恭奴」「善干」の字面を使ったという。これは志賀島の金印を遡る四十二年前の事件です。

光武帝の代となると、ふたたび匈奴との凄惨な戦いは長期にわたった。北匈奴は、ついに服することがなかったのです。

その光武帝の晩年(建武中元二年正月)、東方の倭人の王者はみずから帰服してきたのです。光武帝がこれに「委奴」の字面を用いたのも、偶然ではありません。その翌月(建武中元二年二月)光武帝は死んだ。

それゆえに、志賀島の金印を「定説」のごとく、「漢の委の奴の国王」と三段に読むことは、字義から見てもできません。

光武帝の先例

この明白な先例に対し、なお異論をのべる人があるかもしれません。同じ世紀であっても王莽はあくまで「新」の天子であって、「後漢」の天子ではない。だから、「新」の印文を先例としたのでは、まだ確定的とはいえない、と。

こういう人々に対して、後漢の光武帝その人に属する先例をあげると、『後漢書』東夷伝につぎの文があります。

「建武二十年(四四)、韓人・廉斯れんし人・蘇馬[言是]そばてい等楽浪らくろうに詣(いた)り貢献す。光武、蘇馬[言是]を封じて漢の廉斯の邑君と為す。楽浪郡に使属し四時朝謁せしむ」(韓伝)。右の「廉斯」について、唐の李賢注では「廉斯は邑名なり」と記している。韓地の中の一邑(むら、さと。また、諸侯・大夫の領地)なのである。この地の「邑君」である蘇馬[言是]に対し、光武帝は「漢廉斯邑君」という称号を与えた、というのである。

[言是]は、JIS第3水準ユニコード 8ADF

この場合、韓伝内に記されていることから明らかであるように、廉斯は韓地内の一邑である。にもかかわらず、光武帝は、「漢の韓の廉斯の邑君」といった三段表記をしていないのである。これは、先にのべた“支配と被支配の直接関係”を示し、中間者の介在を許さない、という中国の天子の論理から当然であります。

この事件は、志賀島の金印(建武中元二年、五七)のわずか十三年前のことです。そして、授与者は同じ光武帝です。それゆえ、志賀島の金印を「定説」の様に、「漢の委の奴の国王」と三段に読むことは、ついにできないのです。

極南界とは？

ここで、さらに三宅米吉のとりあげた「極南界」問題に目を向けよう。

三宅は、『三国志』倭人伝に「奴国が二回出ている」という史料事実の上に立ち、これ

に“范曄のとりちがえ”という概念を導入して解釈した。

しかし、この三宅解釈を冷静に点検すると、このようなとりちがえはおこりえないことがわかる。

なぜなら、二回出てくる奴国のうち、一回目は戸数二万余の大国であり、官と副官が書かれている。これに対し、二回目の奴国は戸数も官も副官も一切書かれていない。国名だけが投げ出された二十一国の末尾というにすぎない。

もしかりに、范曄が光武帝の金印を与えた国を「倭の奴国」と見なした、と仮定してみても、その「奴国」を『三国志』倭人伝内に求めたなら、当然第一回目の戸数二万余の奴国に当てるはずだ。皆目正体不明の第二回目の奴国を、金印を与えられた国として想定するはずはない。その上、この奴国については女王国自体からの方角も距離も書かれていないから、これをもって「倭国の極南界」とする根拠もない。

このようにみると、一見、一応の解釈を与えたかに見える三宅の「極南界」論も、実は無理なこじつけとしかいいようがない。

では、“三宅の提議した「極南界」問題について、他にどんな理解ができるのだろうか。

范曄の真の錯覚

これは、実は范曄の「里単位」に関する混乱によると言える（以下『後漢書』）。

(1) 軍行三十里、程と為す。日南を去る九千余里。三百日にして乃ち到る。〈列伝七十六、南蛮伝〉

(2) 九真・日南、相去ること千里。〈列伝七十六、南蛮伝〉

(3) 穎*、之を追い、且は鬪い且は行き、夜昼相攻め、肉を割（さ）き、雪を食（くら）うこと四十余日。遂に河首積石山に至る。塞（さい）を出づること二千余里。〈列伝五十五、暇*穎*伝〉

(4) 雲中・五原の西より漢陽に至る二千余里。〈列伝五十五、暇*穎*伝〉

(5) 楽浪郡徼（きょう）、其の国を去る万二千里。其の西北界狗邪（こや）韓国を去る七千余里。〈列伝七十五、東夷伝倭伝〉

暇*は、日なし。JIS 第4水準ユニコード 53DA

穎*は、禾の代わりに火。

右の(1)に「軍行三十里」というのは明らかに漢の里単位にもとづいている。またこれは、後漢末順帝の永和二年（二二七）、荊・楊・交・予（荊州と楊州と交州と予州）四万の兵をもって日南の徼（南方のとりで）外の蛮夷を征討するという計画に対して、李国が反対した言葉の中のものである。

したがって「荊・楊・交・予（最北端は予州、曲阜あたり。北緯三十五、六度近辺）——日南」間を「九千余里」といっているのは、漢代の里数にもとづくものです。

(2)で、九真是トンキン湾のタンホア付近、日南はベトナム南半の「ユエーダナン」間近辺であるから、この間「千里」というのは、明らかに漢代の里単位である。

(3)では、「二千余里」を「四十余日」かかった、としている。これは四万の大軍ではないから、一日約五十里の行程なのであり。これは左のような三国時代の一日三百里の行程と比べて「六対一」の里単位であることがわかる。

昼夜、三百里来る。〈魏志六、裴松之注所引「英雄紀」〉

駑牛一日三百里を行く。〈蜀志七、裴松之注所引「張勃吳録」〉

(4)で、「雲中・五原の西」というのは現在の臨河の南方に当る。漢陽は現在の天水の地である。したがってその間を「二千余里」というのも、漢の長里である。

以上のように、『後漢書』では主として「漢の里単位」によって記述されている。

ところが、(5)は右と異なる。「楽浪郡の徼」とは、後の帯方郡治（京城付近）の地を指した表現である（帯方郡は漢末、曹操がこの郡をおいた）。

したがって、ここに「一万二千里」といい、「七千余里」といっているのは、『三国志』倭人伝のつぎの記事に従っていること、明白です。

(1)郡より女王国に至る万二千余里。

(2)其の北岸狗邪韓国に到る七千余里。

ところが、この倭人伝の里数値は『三国志』全体の各里数値と同じく、漢代の六分の一の短里、「一日三百里」の魏短里にもとづく数値なのである。

范曄は、この重大な誤差を見失った。

ために、(1)～(4)のような里数値と、別単位の(5)のような里数値とを同一の本の中に並置したのである。

その結果、右の(5)の記事に接読して、「其の地、大較おおむね会稽の東冶の東に在り、朱崖・擔*耳と相近し」と書くに至ったのだ。

すなわち、『三国志』の「会稽東冶」を「会稽東冶」と改定し、朱崖・擔*耳（海南島）と倭国の中心部とを同緯度におくこととなったのである。一つの錯覚が他の錯覚をよびおこしている。

擔*は、手偏の代わりに人偏。JIS 第3水準ユニコード 510B

さて、右の(5)の記事から帰結されること、それは当然、「狗邪韓国 —— 女王国」間は五千余里だ、という認識である。事実『三国志』倭人伝に「倭の地を参問するに、海中洲島の上に絶在し、或は絶え或は連なり、周旋五千余里なる可し」とある。范曄も当然それを見ていた。ただ、(5)から簡単に算出できるものであるから、簡略を貴んで記載しなかつただけである。しかし、問題はその実体である。范曄の目には、すべての里単位は「漢の長里」で見えていた。したがって、右の「五千余里」もその六倍の長さに見えていた。朝鮮半島と九州の間の「三千里」も、六倍に映っていた。

ところが、狗邪（こや）韓国は倭国の西北界（『三国志』では倭の北岸）です。

だから倭地とは、その中心領域を朝鮮・対馬・壱岐の三海峡とする海峡国家といえます。“倭国の中心地（三世紀の女王国）”は、倭国の西北の入口から五千里の極南の地帯に存在している。これが『後漢書』倭伝の「倭国の極南界なり」という表現の背景をなす范曄の地理観だったと思われます。

すなわち、范曄にとって、一世紀の「倭奴国」とは、三世紀の卑弥呼の国と同一地域において連続した同一王朝、と見えていたのである。そしてその中心地を、倭国領域内に入った狗邪韓国からなお五千里（漢里では六倍の実体、二二五五キロメートルを指す）の彼方にある、と錯覚していた。

「大夫」の証言

范曄は、「倭奴国」を「女王国」の前身であると見なしていた。――それを示す、もう一つの証拠は「大夫」問題だ。

- (1)古より以来、其の使中国に詣るや、皆自ら大夫と称す。〈三国志、魏志倭人伝〉
- (2)建武中元二年、倭奴国、奉貢朝賀す。使人自ら大夫と称す。〈後漢書、倭伝〉

右の(1)について、つぎの二点が注意される。

(一)「大夫」というのは、夏・殷・周の古制とされている「卿・大夫・士」の名になったものだ。これは、天子のもとにある宮廷の制度である。したがって、この名を使用する国とは、すなわち、倭国の中心国でなければならない。すなわち、(1)の「其の使」とは、倭国の使、すなわち邪馬壹国の使であって、倭地の群小国の使たちという意味ではない。したがって、「皆」とは、邪馬壹国の使は昔から今まで皆という意味である。

- (a)景初二年六月 ――大夫難升米なんしょうまい
- (b)景初二年十二月 ――汝の大夫難升米（詔書）
- (c)正始四年 ――使大夫伊声耆・掖邪狗いせいきえきやこ等八人
- (d)壹与遣使 ――倭の大夫率善中郎将掖邪狗等二十人

右のいずれも、「卑弥呼――壹与」の女王国が「大夫」と称している、という事実を反映している。

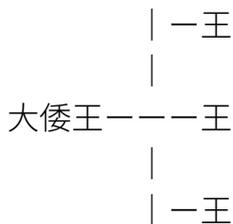
(二)陳寿は、「古より以来」といっている。つまり、この「大夫」の称が魏代にはじまるものでなくずっと古くから連続してきていることを示しているのだ。ところが漢代は、魏・晋朝にとってはけっして「古」ではない。むしろ「近代」だ。だから、漢のような「近代」ではなく、もっと古い夏・殷・周という「古」の聖天子の感化を受けて、倭国は今に至っている。陳寿はそのようにのべたのである（『「邪馬台国」はなかった』第二章―「禹の東治」参照）。

これに対し、范曄が(2)において“「倭奴国」の使が「大夫」と称して朝賀してきた”と書いたとき、右の『三国志』の記事を念頭においたことは确实だ。

もつとも、右の(1)(2)の両者の比較だけからいえば、つぎのようにもいえます。
一世紀にA（倭奴国）、三世紀にB（女王国）とそれぞれ「大夫」を称しながら、倭国の中心は「A→B」と移行したのだ。つまり「A — B」は連続した王朝だと見る必要はない、という見方だ。

しかし、このような見方を拒否するのは、范曄の『後漢書』倭伝のはじめのつぎの記事だ。「国、皆王を称し、世世統を伝う。其の大倭王は、邪馬臺国に居る」。この記事のもつ、大きな問題点（「国、皆王を称し」の真偽や「邪馬臺国」の称）については、のちにくわしくのべる。

ただ、今の問題は、つぎの点だ。范曄の頭の中に描かれた倭国の国家体系は、



という形である。その上、この統一と従属の整然とした形式は、代々連続していた、と范曄に認識されていた。この点から見ると、“范曄の認識”に関する限り、先の「A→B」という中心国移行があった、と考えていなかったことは明瞭だ（范曄は後漢末の倭の中心国を卑弥呼の早い時期として描写している）。それゆえ、「大夫」問題からも、「倭奴国＝女王国」という等式が成立するのである。

帰結

さまざまの方向から論証をすすめてきた。しかし、その到達点はただ一つだ。“志賀島の金印は「漢の委奴の国王」と読む。そして、光武帝から「委奴国」と呼ばれたのは、のちに魏晋朝から「邪馬壹国」と呼ばれた国だ。それは博多湾岸に都する九州の王者であった”。

どの視点からの論証も、みな一致してこの同一命題をさしている。そして、他のいかなる解釈をも拒否しているのだ。

今、論点を整理してみよう。

(一)金印の印文は、中国古印の表記法に従うかぎり、「漢の委奴の国王」と二段に切って読まなければならない。

それゆえ、三宅説のように三段細切れに読むことはできない。

(二)しかし、「委奴」を「伊都」と読むことはできない。なぜなら、『三国志』の記載に従うかぎり、“一世紀に伊都国が倭人の中心国であった”という可能性は、全く認められないからである。

(三)また、「委奴」を「ヤマト」と読んだり、その意味に解することはできない。なぜなら、もしこれが「近畿大和」または「筑後山門」のような地域を示すとしたら、その王

者のもらった金印がなぜ志賀島から発見されたのか、という根本的な疑問を解くことができない。「隠匿」「隔離」「紛失」といった類の説明は恣意的だ。それらは「委奴＝ヤマト」説の地理的困難を告白しているにすぎない。

(四)「委奴」は倭人部族全体という意味をあらわした名称だ。それは、博多湾岸に存在した倭国の中心王朝に対して光武帝から与えられた国号である。そして、その直接の後身が、三世紀の卑弥呼の王朝となっている。

右の結論によって、つぎの四点は結合された。

「中国の印文の表記法」

「『三国志』、『後漢書』の倭国歴史記事」

「志賀島という出土地点」

「金印をもらった倭国の中心王朝」

この四点いずれもピッタリ適合して矛盾のない解読。それがはじめてここに成立したのである。(三木太郎「『漢委奴国王』印について」は、「漢ノ委奴ノ国王」と読み、「委奴＝伊都」としている)。

金印の役割

この解読結果の意義を簡単にふりかえってみよう。

今まで、江戸時代から明治・大正・昭和の三代にわたって学者たちがさまざまな読解を試みた。だが、それらはいずれもどこかに矛盾があった。“帯に短し、たすきに長し”だった。

従来の論者も、国名二段表記が古印の自然な姿だ、ということを知らなかったわけではない。前記の稲葉・市村・大森の各氏はもとより、「天明四年～明治二十五年」間の旧定説が「委奴＝イト」説であったのも、この事実を顧慮したからであったと思われる。

また、明治二十五年以降、三宅説に同調して現在の定説を形造った「三段細切れ」論者も、“金印はその地域の部族全体の統率者に与えられる”という中国古代の印制を、必ずしも念頭におかなかつたわけではない。

そのためにこそ、「一世紀、倭国の中心国は奴国だった」とするような仮定をたてなければならなかつたのである。しかしそれは、「委奴国」を「委の奴国」と分割して読む、という細切れ技法にだけたよっている。そして、『漢書』(一世紀)－『三国志』(三世紀)－『後漢書』(五世紀)という、印を与えた側の史書には全く適合していないものであった。

このような旧説、旧々説の苦心に対し、今自然な解読に到達できたのは、ほかでもない。「邪馬壹国＝博多湾岸　－　倭国の中心」という視点に立っていたからにすぎない。

この事実を逆の側から見よう。わずか一辺二・三センチメートルの小印であるけれども、この年代の明確な黄金の金石文は「邪馬壹国＝博多湾岸」説を頑固に支持している。そして、邪馬壹国の過去の歴史の線上に輝いているのである。

倭国の時間軸

わたしたちは、「委奴国＝邪馬壹国」という等式を得た。

この二つの時点の間を時間の軸にすると、建武中元二年（五七）から景初二年（二三八）まで同一王朝が連続していたこととなる。



それではこの間の百八十一年間について、考えてみよう。『後漢書』倭伝では、光武帝の記事のあとに二つの事件を記している。

- (1) 安帝の永初元年、倭国王帥升等、生口百六十人を献じ、請見を願う。（補「生口を献ず。百六十人、請見を願う。」）
- (2) 桓・靈の間、倭国大いに乱れ、更々相攻伐し、歴年主無し。

この両記事とも、当然「倭奴 —— 邪馬壹」王朝の事件となる。

(1)は、一〇七年、(2)は、一四七年 —— 一八八年（桓帝一四七～一六七、靈帝一六八～一八八）の記事だ。そこで、これを時間軸に記入すると次のようになります。



ほぼ五十年前後の間隔で邪馬壹国の歴史が記されていることとなる。(1)で注目すべきは、この記事が「倭国」という名称のあらわれた初見であることだ。

さらにここに加えるべきは、『三国志』倭人伝のつぎの記事だ。

「其の国、本亦男子を以て王と為し、住とどまること七、八十年。倭国乱れ、相攻伐すること歴年」。

ここで「歴年」といっているのは、『後漢書』の「桓・靈の間」に当る。范曄が時限を特定したのは、『三国志』以外に直接の後漢資料が存在したと思われます。

ところで、右の男王「七、八十年」というのは、実際には何年だろうか。このような問いを發するのは、倭人の「二倍年曆」という問題があるからです。

- (1) 魏略に曰く、其の俗正歳四節を知らず。
但々春耕秋収を計って年紀と為す。〈三国志、倭人伝、裴注所引「魏略」〉
- (2) 其の人寿考、或は百年、或は八、九十年。
- (3) 又裸国・黒齒国有り。復其の東南に在り。船行一年にして至る可し。

右の(1)の自然な文脈理解によれば、倭人は春と秋に二回「年紀」（年のかわりめ）をもっていた、ということになる。この点から(2)(3)をともに実年齢（一年に一回齢をとる普通の方法に換算する）の二倍の数値になっている、と理解したのである（実年齢は、(2)は五十乃至四十～四十五年、(3)は船行半年となります）。

今、この「七、八十年」も、倭国の歴史を倭人から聞いて書いているのだから、普通の年数計算に換算すれば「三十五～四十年」のこととなる。これは先の時間軸では、「永初元年（一〇七）→桓帝のはじめ（一四七）」にピッタリ収まる。とすると、『三国志』倭人伝にいう男王とは、ほかならぬこの「帥升すいしょう」その人であるという可能性が高いと思われます。

ここを「帥升等」の三字を倭国王名と見なす人もある。しかし、『後漢書』東夷伝中には、（建武）二十三年（四七）冬、句麗の蚕支落の大加、戴升たいしょう等万余口楽浪に詣りて内属す。〈高句麗伝〉

元朔元年（前一二八）穢*君わいくんの南閭なんりよ等右渠ゆうきよに畔そむき、二十八万口を率い遼東に詣りて武帝に内属す。〈穢*伝〉

建武二十年（四四）韓人・廉斯人、蘇馬[言是]等楽浪に詣りて貢献す。〈韓伝〉
というように、「～等」という表記はたくさんある。だから、同じ東夷伝中の倭伝の「帥升等」の「等」も、これと同じ「など」の意味と見なければならぬと考えられます。

帥升が即位直後、後漢への奉貢獻使を行なったのである（もしそうでなければ、帥升は『三国志』倭人伝にいう「男王」の前代の王者であり、その最晩年が永初元年の貢献に当る、と考えられます）。

ともかく、わたしたちの確認すべきことは、「帥升」が邪馬壹国の王朝において、王名の定かな最初の王者であること、卑弥呼の先代（おそらくは前代）に当ること、この二つの事実。そして、おそらくこの両者の間には、約四十年前後にもわたる「倭国歴年の乱」（『後漢書』では「大乱」とする）が存在した。

以上が史料によってわたしたちの知ることのできる邪馬壹国の過去の歴史である。こうしてみると、「委奴国〔『後漢書』では倭奴国〕（一世紀）＝邪馬壹国（三世紀）」という等式は正しかったことが判明した。

〔追記〕重松明久「魏志倭人伝をめぐる二、三の問題」は、金印文を「漢の委奴の国王」と二段に読んだ上で、「委奴」を「委と奴」と解し、“伊都国（委）と奴国の連合国家”と見なしている。しかし『三国志』によると、伊都国は漢代より女王国に統属し、奴国は「王」さえ存在しない。『後漢書』では「大倭王」（女王国）を歴代にわたる倭国の統合者として見なしている。いずれから見ても、この重松説は成立しがたい。